

平成29・30年度建設工事等入札参加資格の格付について

1. 対象工事 土木一式、建築一式
とび・土工・コンクリート（法面処理工事に限る）、
舗装（アスファルト舗装工事に限る）
2. 評価方法 ○県内業者：経営事項審査の総合評定値（P点）＋特別点＝総合点数
○県外業者：経営事項審査の総合評定値（P点）＝総合点数
3. 資格の有効期限 平成29年4月1日から平成31年3月31日
4. 工事ごとの格付

イ. 土木一式工事

等級	総合点数
A	950点以上
B	700点以上 949点以下
C	699点以下

但し、総合点数によりA等級となるもので一級国家資格を有する技術者が3名未満の場合はB等級に格付ける

また、同じく総合点数によりB等級となるもので土木一式工事に係る資格を有する技術者が2名未満の場合はC等級に格付ける

ロ. 建築一式工事

等級	総合点数
A	950点以上
B	700点以上 949点以下
C	699点以下

但し、総合点数によりA等級となるもので一級国家資格を有する技術者が3名未満の場合はB等級に格付ける

ハ. とび・土工・コンクリート工事（法面処理工事に限る。）

等級	総合点数
A	1000点以上
B	800点以上 999点以下
C	799点以下

但し、総合点数によりA等級となるもので一級国家資格を有する技術者が3名未満の場合はB等級に格付ける

また、同じく総合点数によりB等級となるものでとび・土工・コンクリート工事に係る資格を有する技術者が2名未満の場合はC等級に格付ける

ニ. 舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）

等級	総合点数
A	1100点以上
B	850点以上 1099点以下
C	849点以下

但し、総合点数によりA等級となるもので一級国家資格を有する技術者が3名未満の場合はB等級に格付ける

また、同じく総合点数によりB等級となるもので舗装工事に係る資格を有する技術者が2名未満の場合はC等級に格付ける

※技術者とは、工事現場における監理技術者か主任技術者となり得る資格を有する者